

栃木県サッカー協会 2026 シーズン 4 種 熱中症対策について

栃木県サッカー協会	会長	鈴木 武明
	4 種委員長	久々宇 勤
	医事委員長	飯島 裕生

6～9 月の暑熱期間サッカー活動を行うにあたり、下記事項を周知徹底することとする。

1) 「JFA 熱中症ガイドライン

(https://www.jfa.jp/documents/pdf/other/heatstroke_guideline.pdf)」を厳守すること。なお栃木県サッカー協会（以後栃木 FA）では、このガイドラインの適応範囲を、全てのサッカーに関する活動（個々の団体などが行うトレーニングマッチや練習を含む）とすることを改めて徹底することとする。

特に「第 6 条；熱中症予防対策」及び「第 7 条；試合の実施」の項目を厳守すること。

ただし、

『STEP3⑩会場に医師、看護師、BLS（一次救命処置）資格保持者、JFA スポーツ救命ライセンス講習会（救命講習会）又は JFA+PUSH コース（簡易救命講習会）受講者のいずれかの受講者を常駐させる。』

の項目に関しては、個々の活動での「厳守」は 2026 年 6 月の時点では実現不可能なため、「努力事項」とする。（ただし、これは試合活動中に WBGT31℃以上になってしまった場合でも、「有資格者がいなくとも活動続行できる」という意味ではなく、あくまで WBGT31℃以上は「躊躇なく活動を中止する」ことが原則である）。

将来的には、この「STEP3⑩」を「義務事項」化を視野に入れ、各団体側はスタッフの講習会への受講を推進し、栃木 FA 側は定期的な講習会開催などの環境整備に努めることとする。

2) 各団体においては、活動前・活動中・活動後の 3 回 WBGT を計測し、シーズン中、その記録を保存保持しておくこととする。また、熱中症に関する事故発生時には、各団体などは栃木 FA が WBGT 記録の提出を求めた場合は、その記録を速やかに提出することとする。